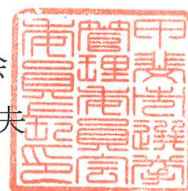


甲斐市選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、令和2年4月15日から同年4月21日までの7日間、甲斐市条例制定請求者署名簿を関係人の縦覧に供したところ異議の申出がなかったため、当該期間の経過により署名の効力が確定した結果、有効署名の総数は、次のとおりとなりました。

令和2年4月22日

甲斐市選挙管理委員会  
委員長 坂本 美夫



有効署名の総数 7,469人